

海技士国家試験受験案内

三～六級

北陸信越運輸局

1. 試験の日程

- (1) 筆記試験は「定期試験（筆記）日割表」により実施します。
試験種別及び試験科目により日時をご確認下さい。
- (2) 口述試験は「定期試験（口述）日割表」に則り、筆記試験合格発表日に
受験者毎発表しますのでご確認下さい。

2. 試験会場及び連絡先

- (1) 試験会場 新潟美咲合同庁舎 2号館 5F
- (2) 連絡先 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課
〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
TEL 025-285-9159

3. 筆記試験合格発表日及び総合合格発表日（下記によりご確認下さい。筆記試験合格発表日には口述試験の日程も発表しますのでご確認下さい。）

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/vessel/kaigi/goukaku.html>

筆記試験合格発表・総合合格発表とも下記により行います。

- (1) 発表場所 北陸信越運輸局 5F 掲示板
- (2) 合格発表はホームページでもご覧頂けます。北陸信越運輸局ホームページアドレスは次のとおりです。
なお、ホームページの更新作業の都合上更新が少々遅れることがありますのでご注意ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/vessel/kaigi/goukaku.html>

- (3) 電話でのお問い合わせも可能です。
その際は試験種別、受験番号及び氏名を申し出て下さい。
(ただし、必ず掲示板やホームページでも確認して下さい。)

4. 受験の際の注意事項

- (1) 筆記試験開始の15分前には、海技試験控室に入室して待機して下さい。
- (2) 口述試験の受験者は海技試験控室で待機願います。
- (3) 身体検査は次のとおりに行います。
 - ・ 三級～五級の受験者は、口述試験開始直前に行います。
 - ・ 六級の受験者で、乗船履歴があって筆記試験のみで海技試験を受験される方は、筆記試験開始直前に行います。
- (4) 受験票は忘れずに持参し、試験中は机の上に置いて下さい。

(5) 受験票の裏側に記載してある「受験者心得」及び海技試験室に掲示してある「受験者心得準則」は事前にお読み下さい。

5. 受験で使用することができる器具等について

(1) 筆記試験

鉛筆、小刀、消しゴム等の他、次のとおりです。下敷きの使用は認めません。

航海科	航海・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ デバイダー、コンパス、定規（三角定規・直定規） ・ 卓上計算機（以下「電卓」と言う。）又は計算尺（併用は認めません。） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 電卓は小型の電池内蔵式で、航法計算等のプログラム機能もしくはメモリー機能のないものを、1台に限り使用を認めます。 </div> <p>計算に必要な計算表、図書は貸与するので持ち込みは認めません。</p>
機関科	全科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定規（三角定規・直定規）、メートル尺 ・ 電卓又は計算尺（併用は認めません。） <p>[電卓は計算の方法等がプログラムできないものに限る。]</p>

(2) 口述試験

次の図書のうち1冊の持ち込みが認められます。

海技試験六法	成山堂
海技試験六法	海文堂
海事六法（'95年以降のもの）	海文堂

航海科試験のうち、海上交通法規（海上衝突予防法及び同法施行規則、海上交通安全法及び同法施行規則、港則法及び同法施行規則）に関する問題には使用できません。

また、上記の図書へは原則書き込み、傍線、付箋紙等の貼り付け等禁止です。不明な点は海技試験官の確認を受けて下さい。

6. 合格基準

筆記試験の合格基準

1. 筆記試験合格

① 全科目を受験した場合

各試験科目について、それぞれ得点が配点総計の50%に達し、かつ全科目の得点総計が65%に達したものを筆記試験合格とする。

② 科目免除により、全科目を受験しなかった場合

受験した各試験科目について、それぞれ得点が配点総計の65%に達したものを筆記試験合格とし、1科目でも65%に達しないものがある時は不合格とする。

2. 科目合格

上記1. で不合格となった場合でも、得点が配点総計の65%に達した科目は合格（科目合格）とする。

口述試験の合格基準

得点の総計が、配点総計の65%に達したものを合格とする。

その他

書類の返却について

海技試験に不合格又は不成立となった場合、次に掲げる書類は海技士国家試験の終了後、申請により返却します。

- ・身体検査合格証明書（有効期間の残存しているものに限る。）
- ・海技士国家試験筆記試験合格証明書
- ・海技士国家試験筆記試験科目免除証明書
- ・海技士身体検査証明書（身体検査不成立の者に限る。）
- ・戸籍に関する証明書類
- ・乗船履歴に関する証明書類

受 験 者 心 得 準 則

- 一 受験者は、算法の添付のない製図器具、定規、メートル尺、卓上計算機（計算の方法等がプログラムできないものに限る）又は計算尺、鉛筆、消しゴム、小刀及び指定された図書以外の物を試験場に持参することはできません。指定された図書を携帯するときは、試験官の検査を受けてください。
- 二 試験官の許しを受けないで、みだりに試験場に入入りしてはなりません。また、試験開始後三十分間は試験場から退出することはできません。ただし、試験官の許しを受けて試験場を出るときは、試験問題その他の試験に関する用紙類を持ち出してはなりません。
- 三 試験場では静粛にし、みだりに他の受験者と私語を交わしてはいけません。やむを得ない要件がある場合は、試験官に申し出てください。
- 四 携帯電話、PHS等の無線通信機は電源を切り、かばん等に入れて下さい。
- 五 筆記試験の答案用紙が配られたら直ちに試験の種別及び受験番号を明確に記入して下さい。
- 六 受験者は、試験時間が終了した場合には、直ちに答案を提出しなければなりません。なお、答案を提出した後は、訂正したり、追加したりすることはできません。
- 七 答案を提出した後は、速やかに退出して下さい。退出に際し試験問題は持ち帰ることができます。
- 八 試験のために貸与された天測暦その他の図書は退出する際試験官に返さなければなりません。なお、貸与された図書を汚損したときは、弁償していただく場合があります。